

タイトル	エスノクラシーの論理 イスラエルのナラティブと文脈
著者	本田, 宏; HONDA, Hiroshi
引用	北海学園大学法学研究, 61(1): 1-41
発行日	2025-06-30

論 説

エスノクラシーの論理 イスラエルのナラティブと文脈

本 田 宏

はじめに

千人以上の死者を出したハマースの武装勢力による襲撃と人質拘束への報復として 2023 年 10 月に始まったイスラエル軍のガザ地区攻撃は、数万人の死者と深刻な人道危機をもたらしている。2025 年 1 月にイスラエルとハマースの停戦合意が一旦成立したものの、イスラエルは 3 月にガザ攻撃を再開した。また米国大統領に再び選ばれたドナルド・トランプはパレスチナ住民のガザからの「移住」を唱えている。

一方、ドイツではイスラエルへの批判を表明した文化人やパレスチナ連帯デモが「反ユダヤ主義」のレッテルを貼られ、弾圧を受ける事例が頻発してきた(本田 2024a)。そのような弾圧を可能にする言論環境が形成された経緯を本田(2024b)は 2000 年代以降の経緯を中心に概観し、イスラエル批判を「新しい反ユダヤ主義」と規定する言説に焦点を当てた。しかしそのような言説に限らず、イスラエル国家に関してイスラエル国内で支配的なナラティブ(物語)をドイツの政治やメディアのエリートは基本的に受け入れていると考えられる。そこで本稿はそのようなナラティブの幾つかを現実の文脈の中に位置づけてみたい。

第 1 節は、政治心理学的研究も参照しながら、イスラエルにおける「紛争支持ナラティブ」の主要な構成要素を整理する。特にシオニズムのイデオロギーが与える目的とその手段の正当化に関する信念や被害者信念に焦点を当てる。第 2 節はイスラエル国家の行動に内在する論理を整理する。第 3 節はオスロ合意の枠組みが、和平の物語に反して、むしろ占領支配のアパルトヘイト化を強めたことを明らかにする。第 4 節は、ユダヤ民族至上主義的な立場の競り上げがイスラエル政界で起きるようになった経緯を整理する。第 5 節は、極右のヘゲモニーの下、ユダヤ民族至上主義的な立法が相次ぐとともに、それに反する言動をとる市民団体

への抑圧が強まってきたことを明らかにする。第6節は、イスラエルの体制がどの程度民主主義国家といえるのかに関する議論を整理する。

第1節 国家の目的と手段の正統性に関するナラティブと被害者信念

イスラエルの著名な政治心理学者ダニエル・バルタルによると、社会の構成員は信念や態度、感情などを含んだ「社会心理のレパートリー」を持っている。その基礎には社会的信念の体系があり、その中には社会の成員が共有する集合アイデンティティを表現した物語（ナラティブ）が埋め込まれている（Bar-Tal 2023: 4, 21）。社会心理のレパートリーは経験や両親、教師、教科書、メディア、指導者など、様々な情報源を通じて強化される（Bar-Tal 2023: 24-25）。

解決困難な紛争が長期にわたって続く社会では、紛争に関する社会的信念が形成され、ナラティブの形に編成される。紛争に関するナラティブは、紛争の原因や継続の理由、目的を解釈・説明し、出来事を歴史的な文脈の中に位置づける。紛争の継続を主張する「紛争支持ナラティブ」には、主に現在と未来に言及する「エートス」と、過去に関する集合的記憶が含まれる。集合的記憶は「歴史の真実」を反映するものではなく、むしろ選択的で偏っており、現在の社会のニーズを反映する（Bar-Tal 2023: 22-24）。支配的なナラティブが確立すると、それに合わない情報を排除する力が働く。

イスラエルでは、紛争に関する社会心理のレパートリーは1920年代に発展が始まり、1960年代末に確立した。バルタルによると、イスラエル・パレスチナ紛争の継続を支持するイスラエル・ユダヤ人のナラティブの核心には8つのテーマをめぐる信念が存在する。それらのテーマとは、紛争目的の正しさ、安全保障、アラブ人（パレスチナ人）の非正統化、イスラエル系ユダヤ人社会の肯定的自画像、被害者意識、愛国心、国民の団結、平和である（Bar-Tal 2023: 46）。このうち、最も根本的なものは、シオニズムのイデオロギーが与える紛争目的の正しさと、被害者意識であり、他の信念はこれらに接続したものと考えることができる。

シオニズムは、世界中の様々な文化圏のユダヤ教徒を一つの人種・民族集団であるかのように捉え直し、民族国家の建設を目指した点で、19世紀の東・中欧に広がったエスノ・ナショナリズムや人種論の刻印を受

けている。しかし欧州においてはユダヤ人の居住地域は多数の都市部に散在しており、ユダヤ人の人口が最も集中している一地域から独立国家を作ることはできなかった。代わりに、すでに先住民のいる欧州域外の土地に入植するとともに、この地を想像上のユダヤ民族共同体の領土に一方的に指定した点が独特だった。しかし 20 世紀前半、迫害を逃れた欧州ユダヤ人の最大勢力は米国に向かった (Achcar 2009)。パレスチナへの移住を促すには、そこをユダヤ人の聖地に位置づけ、不本意なディアスポラの生活から聖地へ帰還する物語を構築する必要があった⁽¹⁾。またユダヤ人の領土的主張を正当化するため、パレスチナに現実に居住してきたアラブ人の歴史的存在は集合的記憶から抹消されねばならなかった (Del Sarto 2017: 150)。

パレスチナでのユダヤ人の民族国家建設という「正しい目的」が与えられると、それを追求する戦略も正当化された。そうした戦略は入植(実践的シオニズム)、大国の支持取り付け(政治的シオニズム)、武装闘争(軍事的シオニズム)に大別される(森 2008)。これらの比重の置き方に応じて、建国前後には主流派の労働シオニズム(左派)と、過激な武闘路線をとった少数派の修正シオニズム(右派)に分かれた。

しかし「武器の純粋性」とイスラエル国防軍(IDF)の道徳的優位性への信念は、イスラエル社会全体に根付いた(Del Sarto 2017: 156)。これが伝統的な選民思想に由来する肯定的自画像と結びついた結果、イスラエル軍を「世界で最も道徳的な軍隊」と形容するナラティブが定着した。このナラティブを維持しようとする動機から、兵士による残虐行為の事実を否定する心理が生まれる(Bar-Tal 2023: 38)。同じ効果は、外敵からの安全保障を優先して国民の結束を求めるあまり、内集団への批判を控える心理からも生じうる。ユダヤ人社会には伝統的に身内の恥を外にさらす者を「裏切り者」(mosrim)と見なす規範があるため、占領地での人権侵害問題に取り組む NGO でさえ当初、そうした情報の国外への公開には慎重だったという(Golan and Orr 2012: 802-803)。平和を求める国民という肯定的自画像と、アラブ人への不信感が結び付くと、紛争の責任をパレスチナ側に帰する傾向が生まれる。

被害者意識もイスラエルのアイデンティティにおける重要な要素である。ボグロムやホロコーストに始まり、中東戦争やテロ攻撃に至る全経験は、ユダヤ民族は敵対勢力に常に包囲されていると感じる「籠城心理」(siege mentality)を生み出した(Bar-Tal 2023: 40)。イスラエル社会は、

国家とネーションの存立への脅威が絶えず語られるような「脅威の文化」を持ち、「深く安全保障化された」国と言われる (Abulof 2014)。「安全保障化」(securitization) とは、ある争点が集団の存立にかかわる脅威として構築され、それによって通常の政治の枠内ではとられないような強権措置が正当化される過程を指す (Buzan, Waever, and De Wilde 1998)。またそうした過程で行われる言説手法を指すこともある。イスラエル社会が安全保障関連の扇動に弱い素地は建国時の特殊事情が関係している。「国民国家の基礎となるもの、例えば共有された最近の記憶、共通言語、共通文化は、支配的なユダヤ人コミュニティの中でさえも、まだ欠けていた」(Pedahzur 2012: 11)。様々な文化圏出身のユダヤ人移民が唯一共有していた被害者信念は、持続的紛争の脅威と結びつき、国民の結束をもたらすとともに、イスラエル国家の存在意義を高めた。和平崩壊と第二次インティファダの勃発は、ユダヤ系イスラエル人の集団に新たな一体感をもたらす。自爆テロやロケット弾着弾は支配的な脅威認識を強め、選挙での投票行動に影響を与え、イスラエルの右傾化を助長した (Del Sarto 2017: 151, 153-154)。

ホロコーストがイスラエル・パレスチナ紛争の判断に与える心理的影響については研究の蓄積がある。カネッティらによると (Canetti et al. 2018)、イスラエルのユダヤ人に対してホロコーストに言及すると、特にシオニズムを自認するユダヤ人において攻撃的措置への支持が高まり、妥協の意欲が低下する。しかしこの反応は、ホロコーストがユダヤ人に対する犯罪と定義された場合にのみ起き、人類に対する犯罪と定義すると消失する (Bar-Tal 2023: 240-241)。「選ばれたトラウマ」として、ホロコーストはホロコースト記念日だけでなく、年間を通じて想起され、再構築される (Bar-Tal 2023: 39)。被害者意識はユダヤ人国家の樹立をめぐるアラブ人と敵対する中で強化された。平和を求めるイスラエルの軍事行動は全て自衛行為、選択の余地なき状況として認識される (Bar-Tal 2023: 38-39)。ヨルダン川西岸でパレスチナ人が受ける被害は、イスラエルではほとんど報じられない (Bar-Tal 2023: 204-205)。

この心理は、アラブ人への深い不信感と脅威感によって強められている。1948年の戦争後、約16万人のアラブ人がイスラエルの支配下に残った。当初、イスラエルは彼らに市民権を与えることを拒否していた。国際的な圧力によって市民権は与えられたが、パレスチナ・アラブ系イスラエル市民はアラブ諸国内のパレスチナ難民と家族的、民族的な結び

つきを持つことから、安全保障上の脅威、第五列とみなされてきた (Ariely 2021: 112-113, 117-118)。パレスチナ国家が独立した場合、イスラエルに敵対的な国家となり、周辺のアラブ諸国とともに脅威となりうるという認識は、イスラエルのほぼ全政治勢力に共有されている (Ariely 2021: 119)。

パレスチナ人を脅威とみなす心理には、イスラエルの支配する領土内でユダヤ人が少数派となることへの恐怖もある (Abulof 2014)。米国の研究によると、人種的多数派である白人が将来の人口変動で少数派に転じる可能性を意識させられると、積極的差別是正措置や移民受け入れに対する消極姿勢が強まるという。支配的地位への脅威と受け止めるからである (Craig and Jennifer Richeson 2014)。

自らの軍事的優位にもかかわらず、イスラエルの基本的な地政学的認識はアラブ世界との力の不均衡である。加えて、イスラエルのユダヤ人の主流派は、中東には国家の抹殺を戦略目標とする主要な非国家主体（ヒズボラやハマースなど）が存在するという信念を持っている。またイランはヒズボラを介してイスラエルと戦っており、イランの核開発への意欲でイスラエルの存在が脅かされていると受けとめられている (Ariely 2021: 116; Del Sarto 2017: 155)。

現首相ネタニヤフが繰り返す発言は、イスラエル社会の紛争支持ナラティブを典型的に含んでいる。パレスチナ人指導者がイスラエル国家をユダヤ人国家として承認することを拒否していると主張し、交渉相手としての正統性を否定する。この紛争の唯一の犠牲者はユダヤ人国家だという見方に立ち、占領の事実も否定する。イスラエルは中東で唯一の民主国家であり、平等な権利と言論の自由を守る国であり、イスラエル軍は世界で最も道徳的な軍隊であるという (Bar-Tal 2023: 196-197)。

1970年代末から1990年代にかけ、和平の進展の中で紛争支持信念は一時後退したが、2000年の和平協議決裂と第二次インティファダ勃発以降、再び支配的になった (Bar-Tal 2023: 89-90)。

第2節 イスラエル国家の論理

シオニズム運動は19世紀末の欧州の植民地主義からも強く影響を受けていた。列強の支持取り付けが追求され、英国の後援の下、第一次世界大戦後に英国の委任統治下に入ることになる土地にユダヤ人の入植が

行われた。この「ホームランド」の獲得に宗教的・文明的意味を与え、先住民を武力で排除しようとした点も、欧米の植民地主義との共通性がある（Pappe 2017: 46-47）。実際のイスラエル建国は英国当局やアラブ系住民に対する暴力と戦争で決した。数次の中東戦争を通じてイスラエルは占領地を拡大し、さらなる入植を奨励した。こうしてシオニズム運動は入植者植民地主義の性格を帯びた。

この入植者植民地主義は「ユダヤ民族」に所属すると想像された者へののみ市民権を認めるエスノ・ナショナリズムと結びついた点が独特であった。シオニズムは「ユダヤ民族」のものと想像された土地を「ユダヤ民族」が支配する国家の性格を追求し続けることになった。この持続的志向からイスラエル国家の幾つの特徴的な論理を抽出することが可能である。この点に関連して、アズーリとオフイル（Azoulay and Ophir 2013: 209）は3つの主要な「国家事業」を区別する。第一の「多数派主義事業」の論理は、ユダヤ人の移民とアラブ人追放、統治機構からの非ユダヤ人の排除を通じ、イスラエルの支配領域におけるユダヤ人の多数派状態を確保することを目的とする。第二の「植民地事業」の論理は領土拡大を目指す。第三の「破壊事業」の論理は、居住地の破壊によってパレスチナ住民の持続的な生活基盤を奪い、跡地にユダヤ人の建物を建設してパレスチナ人居住の痕跡を消すことを目的とする。これらは全体としてユダヤ民族支配国家の永続化を図る志向と理解できる。

アリーリーによると、ユダヤ人が政治単位で多数派になることは英国委任統治時代から今日に至るまで、シオニストの全潮流が共有する関心である。イスラエル・パレスチナ紛争は宗教紛争でも単なる国境紛争でもなく、ヨルダンと地中海の間の領土と政治体を誰が支配するかをめぐる争いなのである（Ariely 2021: 314-315）。アビュロフ（Abulof 2014: 397）によると、人口上の多数派確保はシオニズムの最上位の目的であり続けてきた。イスラエル・パレスチナ的全領域でアラブ系の人口がイスラエル建国時は圧倒的に多かったが、1948年の中東戦争に伴う大量のパレスチナ難民流出により、イスラエル本土（1949年以来、国際的に承認された領土）内ではパレスチナ人が少数派になった。しかし1967年の中東戦争後、大幅に拡大したイスラエルの占領地ではパレスチナ人が人口の上では多数派となった。つまり領土拡大と人口多数派確保の間には緊張関係がある。人口多数派が確保できない場合、市民権を非ユダヤ人に与えないことでユダヤ人の政治的多数派が確保されてきた。

ユダヤ民族のものと想像された領土を支配しようとする志向には、旧英国委任統治領パレスチナ全域への領土拡大と、獲得した土地の「ユダヤ化」が含まれる。1947年にはイスラエル・パレスチナ全領土に対するユダヤ人支配は約5～7%にすぎなかったが、2021年時点で85%に達した。人口はこの間、ユダヤ人とパレスチナ人ではほぼ同数になっている。イスラエル本土に限ると、人口の19%を占めるパレスチナ人の土地所有率は3%にすぎない (Yiftachel 2023: 11)。イスラエルによる不断の領土獲得欲求は「強迫的領土主義」とも形容される (Jabareen 2017: 261)。獲得されたアラブ人の土地は国有とされ、アラブ人への売却が禁止される (Peteet 2016: 266)。

これに対し、アズーリとオフィルのいう第三の論理は再検討が必要である。1948年から49年にかけて、一部の村での虐殺でパレスチナ難民の流出（「ナクバ」）が加速して民族浄化が進む中、500の町や村で何万戸ものパレスチナ人の家屋が破壊された。1960年代半ばの土地接収でも多数の家屋が破壊された。パレスチナ居住地の痕跡はユダヤ人居住地建設で消された (Azoulay and Ophir 2013: 217)。1967年以降、破壊事業は新たな占領地にも拡大し、「放棄された」家々だけでなく、人が住んでいる家々にも向けられた。1967年から2010年7月までに二万四千戸のパレスチナ人住宅が取り壊された。パレスチナ人用住宅や学校の建設をイスラエルの当局が許可しないため、パレスチナ人はそうした建設を自前でやってきたが、これをイスラエルは「違法建築」として破壊する (ホワイト 2018)。こうした面の「破壊」は、ユダヤ人多数派の追求や領土のユダヤ化という目的のための手段に関する論理として捉えることができる。

だが「破壊」には別の側面もある。繰り返される破壊は、パレスチナ人を自分たちのものだったはずの土地に住む一時的滞在者であると思ひ知らせる効果がある。破壊はさらに、難民キャンプや抵抗への懲罰の手段にもなった (Azoulay and Ophir 2013: 217-218)。こうした破壊の目的は、むしろパレスチナ人の民族自決権の基盤となりうる住民共同体や政治主体の抑圧という別個の論理として捉えうる。政治的意思表示については、例えば1990年代初頭まで、占領地域に住むパレスチナ人は、1972年と1976年の自治体選挙を除くと自分たちを支配する体制の選挙への参加のみならず、独自の選挙の実施や政治組織の結成など、公然たる政治活動は許されず、また軍司令部の許可なく政治的意味を持つ出版物の

印刷や配布を行うことも禁じられていた (Ariely 2021: 95)。パレスチナ解放機構や第一次・第二次インティファダへの弾圧、およびガザへの度重なる軍事攻撃も政治的主体の抑圧として理解可能である。もちろん人口多数派の確保という目的にかなう限りで、極小化された領域にパレスチナ「自治」政府を樹立することがオスロ合意に基づいて容認された。しかしパレスチナ自治政府が設立された後も、イスラエルの主要な政治勢力は完全な主権国家としてのパレスチナ独立を安全保障上の脅威と捉えてきた。占領地だけでなく、イスラエル本土においてもアラブ系政党は敵視され、アラブ系市民への制度的な差別も存在する。

さらに上記3つの国家目的を追求する手段として1990年代初頭から前面に出てきたのが「分離」の論理である。オスロ合意以降、イスラエルはパレスチナ居住地域をユダヤ人居住地から隔離し、細分化することを追求してきた。ゴードン (Gordon 2008) によると、それ以前の「植民地主義」の時代にはパレスチナ住民の生活に一定の責任を示していたイスラエルが、分離の原則への移行後は無関心を強めた。その結果、パレスチナ人への暴力が激化し、死者が急増してきたという。また細分化されたパレスチナ居住地域の経済状態が悪化した、これはパレスチナ人に居住地の離脱を促す効果がある (Peteet 2016: 267)。

なお、第6節でも触れるように地理学者イフタヘルは、複数民族集団間で係争のある土地に対する多数派民族の領有と支配の拡大を推進するイスラエルのような体制を「エスノクラシー」と呼ぶ。たとえ選挙競争や自由なメディアなど、民主的特徴を部分的に備えていても、少数派民族集団を国民として統合する意思を持たず、むしろ潜在的脅威として位置づけており、市民権の保障にはアパルトヘイトに似た構造的差別がある (Yiftachel and Ghanem 2004: 649-650)。イスラエルの国家目的とその手段に関する論理は、エスノクラシーの論理と捉えることができる。

以上の視点を踏まえ、以下ではイスラエル・パレスチナ的全領域に対する支配様式の変遷を概観する。

第一次世界大戦後のオスマン帝国の滅亡により、ヨルダン溪谷と地中海に挟まれた領土は、イギリスが支配する委任統治領パレスチナの一部とされた。委任統治時代 (1922~1948年)、ユダヤ人の移民により成長するユダヤ人社会とパレスチナ人の対立が強まった (Ariely 2021: 54-55)。

国連の1947年の計画では、委任統治領パレスチナは、エルサレムを特

別な地位とするアラブ国家とユダヤ国家に分割されることになっていった。1948年のユダヤ人とアラブ人の戦争の結果、イスラエルは1947年の分割計画で承認された国境を越える領土（委任統治領の78%）を征服し、75万人以上のアラブ系住民をそこから排除した。委任統治領の残り22%はガザ地区（南西海岸沿いの365平方キロの小さな土地）を支配するエジプトと、エルサレムの一部を含むヨルダン川西岸地区（5640平方キロ）を支配するヨルダンに分割された（Ariely 2021: 55）。パレスチナ国家が誕生しないまま1949年に休戦ライン（グリーンライン）が引かれ、イスラエルが独立国家として成立した（Ariely 2021: 115）。

「第一次イスラエル共和国」（1948-67年）とも形容される時代には、土地や公共圏、統治機関からのアラブ人排除と、イスラエル本土全体へのユダヤ人移住による多数派確保と領土のユダヤ化に重点が置かれた。パレスチナ難民の帰還を防ぐために国境が封鎖される一方、欧州の難民キャンプやアラブ諸国からのユダヤ人移民が奨励された（Azoulay and Ophir 2013: 214）。

成分憲法が結局制定されなかったのも、世俗派と宗教派の対立によるだけでなく（立山 2018: 169）、行政権力、特に緊急事態権力の抑制を避けようとした面が大きい。権利章典のある憲法があれば、支配下の領土のユダヤ化は制限されたことだろう（Ariely 2021: 124）。独立宣言に「1948年10月1日までに選出された憲法制定議会によって制定されるであろう」と記された憲法（松本 2001）の代わりに、複数の基本法が制定され、そこに権利章典は1992年まで盛り込まれなかった。

広大な土地への支配力を強化するため、イスラエル当局は「国家によって占有されたアラブ人の土地を押収・保持・収用・再割当・再分類」することを主な目的とする新しい土地制度を創設する。1950年に国会は「不在者財産法」を可決し、イスラエル国家は土地の90%を掌握した。不在者財産法は、1947年の国連パレスチナ決議に応じた分割によって通常の居住地を追われたパレスチナ人を「不在者」と指定した。イスラエル国家の国境内にとどまり、最終的に国籍を得たパレスチナ人でさえ、「現住の不在者」に分類された。祖国を追われた何十万人ものパレスチナ難民が土地や財産を回復する権利を否定された一方、世界中のユダヤ人には1950年の帰還法と1952年の市民権法により、イスラエルの市民権が自動的に与えられた（Dana and Jarbawi 2017: 204-205）。

1967年の第三次中東戦争でイスラエルはガザ地区とヨルダン川西岸

地区などを占領し、委任統治領パレスチナ全域を支配した。エジプトからシナイ半島までも奪い（1970年代末の和平合意で返還）、シリアから奪取して併合したゴラン高原からはドルーズ派以外の非ユダヤ系住民を排除した。ただし東エルサレムは併合したが、ヨルダン川西岸とガザ地区は正式には併合しなかった（Ariely 2021: 55, 57）。多数のパレスチナ人が住む領域を掌握したことで、「第二次イスラエル共和国」とも形容される体制へと移行する。

イスラエル政治を主導していた労働党を中心とする政権は、新たに征服した領土の部分的併合と、境界線防衛のための入植地建設を推進した。労働党は、ユダヤ人の入植を多数派主義の限度内でパレスチナ人の居住地域が比較的少ない地域に限定することを望んだ。しかし大イスラエル主義を掲げる右翼のリクードが1977年に政権を握ると、入植者運動が勢いづき、ユダヤ人の多数派獲得を先送りして占領地全域へのユダヤ人移住が推進された（Azoulay and Ophir 2013: 207, 214-215）。

多数のパレスチナ人が居住する占領地からパレスチナ人を大量追放するのは不可能であったが、多数のパレスチナ人にイスラエル国籍を与えると、ユダヤ人の多数派維持が不可能になる。そこで、民主制の下でユダヤ人多数派が確保されたイスラエル本土から、パレスチナ人が人口の多数派を占める占領地は切り離され、パレスチナ人は軍政下で非市民のままにされた（Azoulay and Ophir 2013: 215, 248）。占領地における入植事業はユダヤ人多数派の確保と両立可能な程度に細切れに進められた。

しかし1987年12月、ガザの難民キャンプを起点に草の根の抵抗運動がパレスチナ人居住地域全域に広がる第一次インティファダが勃発する。イスラエルの治安部隊による過酷な弾圧は国際社会の非難を浴びる。イスラエルは抵抗を抑え込む新たな支配方法を模索した。

1993年のイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）の「オスロ合意」は、パレスチナ側に圧倒的に不利な内容となっていた（ハーリディー 2023）。占領地はガザとヨルダン川西岸の都市部のA地区・B地区とそれ以外のC地区に分割された。A・B両地区はパレスチナ自治政府の限定的管理にまかされたが、その周囲はイスラエルによって厳しく管理された。C地区はイスラエルの完全管理下に置かれ、パレスチナ人居住地とユダヤ人入植地がある。この領土分割は交渉終了までの一時的取り決めであり、それまでにイスラエルはヨルダン川西岸とガザから撤退するとされていた。イスラエルはヨルダン川西岸とヨルダンとの国境も支配

しており、東エルサレムの併合は維持した。ガザ地区に対してはエジプトとの陸の国境を除き、イスラエルが海と空の国境を支配した (Ariely 2021: 55, 57)。2005 年にガザのユダヤ入植地が撤去され、イスラエル軍が撤退した後、ハマースが台頭した。しかしヨルダン川西岸の自治政府とガザのハマースの対立でパレスチナ人の政治主体は分裂し、この対立をイスラエルは助長し利用した。

オスロ合意は、将来のパレスチナ国家独立 (二国家主義) を前提とした平和を目指していた、という国際社会に流布した物語に反して、イスラエル側から見ると PLO を自治政府の形で取り込む間接統治と、パレスチナ人居住地域の細分化により、パレスチナ独立の領土的・一体的政治主体の形成を阻む構造になっていた。住民の管理に関する責任をパレスチナ自治政府に移管することで、イスラエルは福祉や教育、保健、その他の社会サービスへの責任と負担から解放された (Dana and Jarbawi 2017: 212; Ariely 2021: 62-63, 74; Gordon 2008: 173)。ヨルダン川西岸を統治する自治政府は、象徴的な代表機能や地域振興を除けばパレスチナ人の抵抗を抑え込む警察機能の下請けにすぎない。国境警備や移民、住民登録、輸出入管理、水資源、交通やインターネット、土地利用、外国投資、陸海空軍、およびメディアは全てイスラエルが管理している (Yiftachel 2023: 9)。パレスチナ人居住地域は細分化されて経済活動が困難となり、国連や外国の政府・NGO からの援助に依存せざるをえない。欧米の政府は援助の受け皿となっている自治政府の腐敗を批判するが、腐敗の温床を作っているのはオスロ合意体制の枠組みだといえる。またガザは 2007 年以降、イスラエルによって物資の搬入が厳しく制限され、経済や住民の健康状態が著しく悪化した (Bar-Tal 2023: 115-117)。2023 年秋の攻撃の一因にはこの封鎖による窮状がある。

2000 年代に建設が始まった分離壁もイスラエル国家の論理を典型的に表現している。1995 年に当時のラビン首相 (労働党) はグリーンラインと平行に走る「安全保障フェンス」を構想し、後継首相ペレス (労働党) も 1996 年にグリーンライン沿いのフェンスを含む「緩衝地帯」の建設を認可する。後任のネタニヤフ (リクード) はフェンスが政治的境界線として固定化するのを恐れて計画を棚上げしたが、次の首相バラク (労働党) は第二次インティファダ勃発後の 2000 年 11 月にヨルダン川西岸の北端に「車両の通行を防ぐための障壁」の建設を許可した。2001 年、シャロン首相 (リクード) はグリーンライン沿いの恒久的障壁の建設方

針を打ち出す。実際に建設された壁はグリーンラインよりも西岸に不自然にくい込んでいる。壁の目的を森 (2008: 233) は 4 点にまとめている。①安全保障 (自爆テロ対策)、②国家のユダヤ性保持のためのパレスチナ人との分離、③領土拡大、④パレスチナ人自治地域の分断 (将来のパレスチナ人国家樹立を不可能にするため) である。上記の②～④はまさに上述の 3 つの論理に相当する。

これらの論理の均衡点は、パレスチナ国家独立を阻止したまま、パレスチナ人居住地域を極小化しながら、入植者と軍による暴力や経済窮乏化を通じてパレスチナ人の域外移住を促し、ユダヤ人多数派の確保と領土拡大の両立を図る戦略であろう。国際社会が建前とする二国家併存は絵に描いた餅にすぎない。

なおアズーリとオフィルは建国時から存在した 3 つの「国家事業」とは別に、「リベラル事業」が国家の安定後に追求されるようになったと見ている (Azoulay and Ophir 2013: 219)。これは経済の自由化 (新自由主義化) と政治・司法の自由化・多元主義化 (司法審査や、報道、市民活動の自由などの前進) の 2 つの側面を持つ。これらはシオニズム自体には由来しない論理ではあるが、現在の文脈では右派が前者を、左派が後者を重視している。同様に、本節で整理したイスラエル国家の 3 つの論理をどの程度、どのような手段で追求するかによって、シオニストの間で異なる政治的志向が存在すると考えられる。

第 3 節 支配のアパルトヘイト化

二国家共存による平和というナラティブがオスロ合意後に広がったにもかかわらず、占領と分離を組み合わせた支配が次第に明らかになってきた。1990 年代後半から 2000 年代にかけ、イスラエルを南アフリカの アパルトヘイト体制に類比する論が台頭した (Peteet 2016)。

アパルトヘイトは、国際刑事裁判所に関するローマ規程 (1998 年) 第 7 条 (人道に対する犯罪) にいう「ある一つの人種の集団が他の一つ以上の人種的集団を組織的に抑圧および支配する制度化された体制であり、またその体制を維持する意図を持つもの」を指す。イスラエルのアパルトヘイト的体制は、民族集団別と地域区分別の権利保障の差別化に顕著である (Yiftachel 2023: 1-3)。

頂点に位置するのは特権を享受する占領地の入植者たちである。例え

ば 2003 年まで、ほとんど全ての入植地が税制優遇措置を受けていた。ヨルダン川西岸地区の入植地のほとんどは優先開発地域に指定され、住宅ローンなどの恩恵を受けられる (Bar-Tal 2023: 284)。

次に、本土のユダヤ人市民はイスラエルの法律上、市民に提供される全ての権利を享受する。

その次に来るのが人口の約 17.2% を占めるアラブ系イスラエル市民である。その多くはパレスチナ民族意識を持つが、様々な差別を受けており (ドルーズ派は相対的に優遇されている)、1966 年まで軍事統治下におかれていた。アラブ系の経済状況は年々改善され、その統合も進んでいるが (イスラエルでは学生の 19%、医師の 21%、薬剤師の 50%、看護師の 24% を占める)、2021 年時点でもアラブ系住民のほぼ半数が貧困線以下で暮らしていた (Bar-Tal 2023: 285-286)。

第 4 のカテゴリーは 1967 年にイスラエルに併合された東エルサレムのパレスチナ人住民である。2022 年には約 36 万人が居住していた。彼らは永住権と自治体選挙の投票権を与えられているが、制度的な差別を受け、居住地区は開発から取り残されたままである (Bar-Tal 2023: 287)。

最下層に位置するのが、東エルサレム以外の占領地に住むパレスチナ人である。1967 年 6 月の戦争後の占領地に住むパレスチナ人は、生活の全側面で軍司令官の下に置かれ、交通違反から食料品の窃盗まで、あらゆる犯罪が軍事法廷で裁かれた (Bar-Tal 2023: 290-291)。1994 年以降、占領地は直接統治地域 (ヨルダン川西岸の C 地区と東エルサレム) と間接支配地域 (ヨルダン川西岸の A 地区、B 地区、ガザ) に細分化された。しかし A 地区も B 地区もイスラエル治安部隊は住民を逮捕するために自由に出入りできる。パレスチナ居住地は 167 以上もの飛び地 (enclave) の集合体にすぎず、ユダヤ人入植地やアクセス道路、検問所で分断され、互いの行き来も困難である。ジェニンやベツレヘム、ナブルス、ヘブロンといったパレスチナの町も大きめの飛び地にすぎない。アパルトヘイト時代の南アフリカにあったバントゥースタンに似た状態である。パレスチナ人はイスラエルや東エルサレムに入ろうとするときだけでなく、ヨルダン川西岸内部の移動や西岸とガザの往来にも許可を受ける必要がある。学校や仕事に行き、家族を訪ねる、といった日常においても、検問所の通過は保障されておらず、何時間も待たされるのが普通である。対照的にイスラエル本土と入植地のユダヤ人には移動の自由がある (Peteet 2016: 268, 264, 270-271)。

パレスチナ人は A 地区（ヨルダン川西岸地区の 18%）に 130 万人、B 地区（ヨルダン川西岸地区の 22%）に 110 万人居住する。ヨルダン川西岸地区の 60%を占める C 地区には約 30 万人のパレスチナ人と数十万人のユダヤ系住民が住むが、ユダヤ人入植者はイスラエル市民でなくても「帰還法に基づくユダヤ人」として扱われ、イスラエル法のかんりの部分の適用を受けている。このため、わずか数百メートルから数キロ離れたところに、イスラエル民法下で生活するイスラエル本土や占領地内入植地のユダヤ人住民と、軍令に服するパレスチナ住民が壁や道路をはさんで暮らしている。イスラエル統計局の推計とヨルダン川西岸のパレスチナ人組織の推計によると、2018 年末時点でヨルダン川西岸に住むパレスチナ人は約 666 万人、2019 年 9 月に地中海とヨルダン川の間に住むユダヤ人は 675 万人で、後者のうち 6.5%がヨルダン川西岸に住んでいる（Bar-Tal 2023: 287-291）。

この状況を調査したベツェレム（イスラエル占領地人権情報センター）が 2021 年 1 月に公表した報告書によると、「法律、慣行、組織的暴力を用いて、ある集団の他の集団に対する優位性を強固にする体制は、アパルトヘイト体制である」。「このような状態は、イスラエル国家が存在しなかった期間の 2 倍に当たる 50 年以上も続いている。何十万人ものユダヤ人入植者が現在、グリーンラインの東側にある恒久的な入植地に住み、あたかもグリーンラインの西側にいるかのように暮らしている。東エルサレムは公式にイスラエルの領土に併合され、ヨルダン川西岸は事実上併合されている」。「この区別は、地中海とヨルダン川に挟まれた地域全体が、ある集団（ユダヤ人）の別の集団（パレスチナ人）に対する優位を前進・固定化させるという単一の原則のもとに組織されている事実を見えにくくしている」（B'Tselem 2021; Bar-Tal 2023: 291-292）。

2021 年 4 月、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチは、イスラエル当局がアパルトヘイトと迫害という人道に対する罪を犯しているとする報告書を発表した（Human Rights Watch 2021）。同様に 2022 年 2 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書は、イスラエルがパレスチナ人に対してアパルトヘイトの罪を犯していると非難した（Amnesty International 2022）。1 カ月後の 3 月、国連特別報告者は独立した人権専門家として、イスラエルがパレスチナ占領地でアパルトヘイトを実践していると非難する報告書を国連人権理事会に提出した（UN News, 25 March 2022; Bar-Tal 2023: 292）。

バルタルは占領の長期化がイスラエルのユダヤ人社会に及ぼす心理的効果を強調する。1967 年の 6 日間戦争に伴い、イスラエルの実効支配はヨルダン川西岸、ガザ地区、シナイ半島、ゴラン高原にまで及んだ。これを受け、イスラエル国民と指導者の間では新しい領土を維持する権利があるという信念が著しく強まった (Bar-Tal 2023: 27-28)。1972 年にはイスラエルの公式地図から「グリーンライン」(1949 年の休戦ラインに基づく境界線) が削除され、占領という概念の使用を避ける努力がなされた。2004 年、2007 年、2016 年にイスラエルで実施された 3 つの調査によると、現状を占領と定義していたユダヤ系イスラエル人は 2004 年には 51% だったが、2007 年には 27% にとどまり、2016 年も 30% と同程度だった (Bar-Tal 2023: 157-158)。

紛争や占領に「投資」を行った個人や集団は、紛争や占領の継続を支持する信念を抱く傾向がある。そのような投資の究極例が人命喪失である。これは戦闘や戦争、戦死者の勇敢さを美化し、集団の記憶として称える儀式や儀礼、記念碑を生み出し、戦闘継続の必要性を強調するナラティブを強める (Bar-Tal 2023: 245)。またイスラエルの学者による 2007 年の研究によれば、テロや紛争に関連する暴力行為に直接さらされた個人は和平達成のための努力を支持する意欲を低下させるとともに、暴力にさらされることで生じる心理的苦痛や脅威感には紛争に対するタカ派的態度を助長する (Bar-Tal 2023: 232)。暴力紛争に巻き込まれた社会は、抑圧された住民を虐待することにも慣れてしまう (Bar-Tal 2023: 276-277)。人々は恐れているとき、脅しを用いる指導者に容易に誘導される (Bar-Tal 2023: 236)⁽²⁾。

紛争に関連する物質的投資の受益者もいる。これに含まれるのは、軍需産業やそのコンサルタントとして雇われる軍や治安機関の関係者、サイバーセキュリティ企業、紛争地域の資源から利益を得る企業などである。しかし紛争の最大の受益者はユダヤ人入植者である。2021 年までに 47 万 5000 人 (イスラエル人口の 5 % 弱) を数える。このほかに東エルサレムに住むユダヤ人 (約 22 万) がいる。入植者は土地購入の補助を受け、安価な住宅が建てられ、アクセス道路を含む入植地のインフラが整備される。ヨルダン川西岸のほとんどの入植地は、学校への送迎、教師の給与改善、少人数学級、心理・相談サービスなど、教育面で包括的な恩恵を受けている。さらに医療・福祉サービス、欧州共同体から製品に課された税金分の補償を含む産業・農業への補助金、本土内のイスラ

エル人居住地と比べて著しく低い税率など、追加的な恩恵を受けている (Bar-Tal 2023: 246-248)。

第4節 政界における民族至上主義勢力の台頭

1967年まで、イスラエルの政党制は労働党の前身であるマパイの一角優位を特徴としていた。マパイのイデオロギーは社会経済的対立軸だけでなく安全保障や宗教と国家の関係についても中間に位置していた (Hazan 2021: 357)。しかし1967年6月の戦争での勝利は政党間競争の本質を変えた。社会経済的争点の代わりに安全保障問題、特に新たに獲得した占領地の問題が前面に出てくる。左翼は平和のためにアラブ諸国やパレスチナ人と妥協する用意があったのに対して、右翼は「大イスラエル」構想を志向していた (Hazan 2021: 352-353)。

1967年の領土征服は修正シオニズムの台頭を促した。1920年代から1930年代にかけてジャボティンスキーが提唱した修正シオニズムにはユダヤ人とアラブ人の領土的主張の両立不可能性の認識や、ヨルダン川の兩岸の土地に対するユダヤ人の歴史的権利の主張、武装闘争の重視が含まれていた。ヘルート (リクードの前身) は、建国前には英国委任統治当局やアラブ系住民へのテロを行った修正主義シオニズムの武装組織の流れをくむ。1967年の第三次中東戦争は労働党主導政権が周到に準備したものだったが、新たな占領地にはユダヤ教にとって重要な場所も含まれており、宗教的感情をユダヤ系イスラエル社会の中で高めた。1967年以降、宗教シオニストが主導する入植者運動が登場する。ヨルダン川兩岸の「大イスラエル」を志向する点で修正シオニズムと宗教シオニズムは親和的だった。また1973年10月の奇襲を予測できずに第四次中東戦争で苦戦を強いられたことへの民衆の怒りと、労働シオニズムを主導してきたアシュケナージ (欧州系ユダヤ人) の支配に対するミズラヒ (非欧州系ユダヤ人) の憤りが、労働党に逆風となった。こうしてリクードが1977年のイスラエル選挙で勝利する。占領地におけるイスラエル入植地の建設はリクード政権下で大幅に増加し、労働党政権下とは異なって人口密集地にも建設された (Hazan 2021: 358-359; Del Sarto 2017: 161-164)。

しかし1970年代から進行したイスラエルの右傾化にもかかわらず、リクードが支配政党になったわけではない。1980年代には労働党とリ

クードの二大政党が拮抗し、小政党が二大政党のいずれかに接近して2ブロック制となり、極右の小政党も登場する。1990年代には二大政党制への集約を狙った選挙制度改革の一環として首相公選制が一旦導入されたが、1996年と1999年の国会議員選挙では二大政党はむしろ議席を減らした。しかし2000年代以降、労働党の凋落の方が顕著に進み、リクードは国会議員の4分の1ほどに下げ止まった。それでも1990年代後半以降、政権は常に不安定だった。1996年からのリクードのネタニヤフ政権も1999年からの労働党のバラク政権も2年前後で崩壊した。2006年の選挙ではリクードを出たシャロンの新党カディマが勝利したが、2009年には第1党のカディマを差し置いて第2党主導の連立政権が成立した。ネタニヤフは2009年に首相に復帰し、2021年6月からの1年半を除いて首相の座にとどまってきたものの、右翼の多党化が進み、リクードの得票率は回復できていない (Hazan 2021: 359-362)。また1980年代半ば、リクードと労働党の大連立政権の頃から行われた新自由主義的な経済改革の結果、特に2000年代には貧困と不平等の割合が著しく上昇し、2011年に経済的な不満を背景にした大規模な抗議デモが起きた。この機を捉えて社会経済政策に重点を置く中道政党が登場し、2022年7月からの5カ月間、政権を担ったものの間もなく分裂し、一部は2022年12月に復活したネタニヤフ政権に吸収された (Hazan 2021: 354, 362)。社会経済的争点は安全保障・占領地をめぐる対立軸を凌駕するほどの力は持たない。

2000年代には、右翼の多数派と、それに抗する左翼の少数派との分断が進む。現在のイスラエル政治における左右の軸は2つの争点をめぐる立場の相違と関係している。第一に、右翼は左翼よりもパレスチナ国家創設の脅威を強調すると同時に、占領地の併合を求める。第二に、イスラエル国家のアイデンティティについて、左に行くほど、普遍的・多元的価値観、特に自由民主主義の中心要素である人権規範や司法による議会の統制が支持されるのに対して、右に行くほど、それへの反対が強まるとともに、イスラエル国家におけるユダヤ人の民族的・宗教的要素が重視される (Lintl 2016: 2) ⁽³⁾。

ユダヤ人対非ユダヤ人という分断を強調するイスラエル右翼の世界観をミュデのいう「ネイティブ主義」の一種と捉える見方がある (Levi and Agmon 2020: 295)。ネイティブ主義とは、国家は土着の「ネーション」の構成員によってのみ居住されるべきと考え、非土着の要素は均質

な国家への脅威とみなす世界観である (Mudde, 2007: 19)。ただし欧州ユダヤ人の移住以前のパレスチナでは先住民、すなわち本来の「ネイティブ」の大多数はアラブ系だった。むしろイスラエルで強まりを見せるユダヤ人至上主義は入植者植民地主義に由来するレイシズムとして捉えることも可能である。

イスラエルのユダヤ人至上主義は 2000 年代以降、ポピュリズムと結びつき、イスラエルの右翼全体に広がった。ミュデに代表されるポピュリズムの理念的アプローチによればポピュリズムは中身の「薄い」イデオロギーであり、他の様々なイデオロギーと結びついて多様な様相を見せるが、少なくとも反エリート主義と反多元主義 (反自由民主主義) という核がある。反エリート主義は、社会を「真の人民」と「腐敗したエリート」に道徳的に二分する。また反多元主義は、自分たちだけが「本物の民衆」を代表できると主張し、司法やメディア、中間団体、公務員、野党などを民意の妨害者として敵視する (Levi and Agmon 2020: 293-294)。ネタニヤフは首相としての最初の在任期間中 (1996~1999 年) から、好戦的な反エリート主義レトリックとアメリカ式コミュニケーション能力の点で、ポピュリスト的傾向が指摘されていた。2010 年代にはポピュリスト的傾向がイスラエルの右翼全体に広がった。

ネタニヤフ首相が率いた直近の 3 つの連立政権 (2009~2013 年、2013~2015 年、2015~2020 年) はいずれも以下の右翼三派で構成されていた。①リクード (イスラエル最大の右翼政党)、②イスラエル我が家 (旧ソ連からのユダヤ系移民を代表する世俗右翼政党)、③ユダヤの家 (入植者運動を主に代表する宗教シオニスト政党) である (Levi and Agmon 2020: 297-298)。このほかに④超正統派 (ハレディーム) 政党であるシャス (ミズラヒ系) と UTJ (ユダヤ・トーラ連合、アシュケナージ系) も右派ブロックの一員となっている (Levi and Agmon 2020: 309)。

2022 年に再びネタニヤフ首班の下に成立した連立政権は、リクード (32 議席) および超正統派 (シャス 11 議席、ユダヤ・トーラ連合 7 議席) の他、ユダヤ人至上主義的な選挙連合 (14 議席) で構成される。後者は、ユダヤ教正統派の入植者を代表するスモトリッチ (Bezael Smotrich) 党首の「宗教シオニズム」党 (7 議席。2023 年に「ユダヤの家」と合併)、反 LGBTQ で知られる小政党「ノアム」 (1 議席)、および「ユダヤの力」 (6 議席) からなる。特に「ユダヤの力」は、過激すぎて 1994 年に禁止されたファシスト政党 (カハ) の流れをくみ、党首ベンゲビール (Itamar

Ben-Gvir) は暴力的な入植活動家につながっている (Lintl 2023: 4-5)。連立協定は冒頭で「ユダヤ民族は、ガリラヤ、ネゲヴ、ゴラン、ユダヤ・サマリアのイスラエルの土地の全ての部分 [...] に対する排他的かつ不可侵の権利を有する」と述べる。リクード所属で法相兼副首相レヴィン (Yariv Levin) も、政府は「最大限の領土を保持し、最大限の領土に主権を適用しながら、その中のアラブ系住民を最小限に抑える」必要があること、占領地の入植者をイスラエルの国内法制度に統合することを主張している (Lintl 2023: 7)。

2015 年以降、イスラエル国会では右翼諸政党の多数派状態が定着するとともに、右翼の主流派が先鋭化し、極右との違いがなくなる (Lintl 2023: 2)。自民族至上主義が既成の右翼政党から極右政党まで共有された状態はポピュリズムよりもネオ・ファシズム体制という形容がふさわしいかもしれない。ファシズム運動が体制化するときは常に既成の保守勢力の一部と結びつくことが知られている (山口 2006)。

いずれにせよ、右翼全体が過激化したことは間違いない。その理由を整理してみたい。

第一に、イスラエル社会における人口動態の変化が、絶え間ない右傾化を支えてきた。まず 1970 年代までに、社会経済的な下層階級に多かったミズラヒ (非欧州系ユダヤ人) の割合が増加したが、彼らは社会の支配層に多いアシュケナージ (欧州系ユダヤ人) への反発から、労働党政権に反対票を投じ、1977 年のリクード政権誕生の重要な要因となった。リクードの指導層も伝統的にアシュケナージが多いにもかかわらず、ミズラヒはリクードとイスラエル右翼の支持層に残留している。またソ連崩壊後、イスラエルには 1989 年から 2006 年の間に 160 万人のユダヤ移民が到着した。彼らの「帰還」は、アラブ人がイスラエル人口の多数派になる脅威と戦うための援軍と認識された (Levi and Agmon 2020: 307-308)。2000 年代には、これらの「ロシア票」はリクード、カディマ、イスラエル我が家に多く流れた。さらに宗教シオニストや超正統派は出生率が高く、若い国民ほど政治的に右派である。

第二に、和平プロセスの挫折により、左翼の立場は信用を失い、右翼の立場が説得力を増した。民族至上主義的な極右は、第二次インティファダ後の社会不安に乗じて実存的脅威を誇張する言説を浸透させる「安全保障化」に成功した。右翼がユダヤ人国家の実存への脅威と見なすのはパレスチナ系住民だが、パレスチナ人への領土的妥協をしかねな

いという理由で左翼全般を非国民のように扱う言説が拡散された。左翼はイスラエルのアラブ政党と同一視され、反ユダヤ、反シオニスト、反イスラエル、テロ支持者であると描かれた。こうした攻撃を受け、2010年代を通じてイスラエルの中道左派の新しい指導者たちは「左翼」のレッテルから距離を置こうとした (Levi and Agmon 2020: 298-299, 306)。

第三に、入植者運動の政治的影響力の増大である。修正シオニズムとユダヤ教原理主義の融合が進んだことを背景に、入植者とその支持者は、政治から経済、軍に至るまで、国家のあらゆるレベルに浸透した。2013年1月の選挙後にネタニヤフ首相の下で成立した政府は「入植者政府」と呼ばれたほどであり、入植事業の支持者が住宅建設、国防、内務省、教育、外務省を占め、また国会の財務委員会とイスラエル土地管理局を支配した。元から入植事業を支持していたリクード内では強硬な宗教的入植者の派閥が強まった (Del Sarto 2017: 166)。官僚の要人たちと同盟関係を築くことで、入植者運動はイスラエル人口における割合とは不釣り合いに大きな影響力を獲得した。2013年末のイスラエルの総人口約830万人のうち、ヨルダン川西岸地区の入植地に住んでいるのはおよそ4%、つまり約35万人にすぎない。東エルサレムを含めても、入植者の割合はイスラエル人の7%にも満たず、合計54万7000人と推定される (Del Sarto 2017: 166)。

第四に、超正統派政党が左右ブロック間の要の地位を放棄し、右派に傾斜したことがある。宗教シオニストとは異なり、シャスとUTJは入植に宗教的意義を見出しておらず、主な関心事はトーラーの学生の利益と特権の擁護にある。しかしそうした特権の廃止を支持した左翼や最高裁への反発もあり、逆に超正統派の要求を受け入れたネタニヤフ首相に接近するようになった。急拡大する入植地には超正統派も住んでおり、超正統派の若者の右傾化も進んでいるため、宗教シオニズムに支持者を奪われないように政治的見解を右寄りに調整する必要があった (Lintl 2023: 5)。

第五に、右翼陣営内の多党化と政党間競争の激しさがある。連立政権が常に過半数ギリギリなので、数名の与党議員の離脱が政権崩壊につながりうる。このため極右の小政党の立場に首相は接近せざるを得ない。「ユダヤ人の国民国家」基本法 (2018年7月) や、無許可入植地 (outpost) 合法化法 (2017年2月) の成立は、この文脈で理解できる (Lintl 2023: 2-3)。離党を防ぐためネタニヤフはリクード内部の極右的議員にも譲歩

する必要がある。将来の和平交渉で二国家案が真剣に議論された場合、2005年にガザからの撤退を強行したシャロン政権下で起きたように、リクード内の反対派は離党するだろう。そうなればネタニヤフ首相は最大政党の地位を維持できなくなり、首相辞任を余儀なくされる (Lintl 2016: 6-7)。リクード以外の主要な右翼政党にも競争圧力が働く。従って、これらの政党の議員は動議や声明、法案の提出を競い合うようになったと考えられる。極右の法案の大半は過半数を得られなくても議題設定には効果を発揮してきた (Lintl 2016: 3)。

第六に、ネタニヤフ首相に対する汚職の告発がある。これをきっかけに他の右派政党やリクード議員の離反が起きたため、首相は極右との連携を強め、ヨルダン川西岸の少なくとも一部の併合を提唱するとともに、2021年には「宗教シオニズム」を中心とした選挙連合の結成を後押しした (Lintl 2023: 3-4)。

第七に、米国のトランプ大統領がイスラエル右翼の立場を支持したことがある (Lintl 2023: 3)。

リクードは当初から「大イスラエル」を志向していたが、この立場はオスロ合意後に後退していた。しかし2010年代にリクードの主流はヨルダン川西岸のイスラエルへの併合を要求するようになった (Lintl 2023: 4)。メディアや政敵、アラブ・パレスチナ系市民、司法に対する攻撃は、リクードが民主主義を多数決主義的に理解していることの反映とみられる。1992年にリクードが「人間の尊厳と自由」基本法を、自由民主主義国家としてのイスラエルの憲法上の礎石の1つとして制定したのに対し、今日ではこの基本法の骨抜きを追求している。ネタニヤフ首相はまた汚職の告発をするメディアや司法機関が、民主的に選出された政権の転覆を図る「ディープ・ステート」だと非難している (Lintl 2023: 4)。

左翼的というレッテルは人権団体やメディア、最高裁への攻撃にも利用された。2011年、リクードのレヴィン議員は、最高裁は「左翼的なアジェンダ」を進めており、それは「われわれ(ユダヤ人)の生存を確保する能力を脅かす」ものだと主張した (Levi and Agmon 2020: 299)。裁判所を通じた人権擁護は入植者運動の障害として敵視される。またイスラエル我が家の党首や、ネタニヤフ首相に汚職容疑がかけられたことも、司法敵視の要因である (Levi and Agmon 2020: 303)。

2023年初め、ネタニヤフ政権は司法改革包括法案を提出した。その中には、政府の決定や法案に対する司法審査能力の制限や裁判官の選出・

任命方法の変更のほか、国会が最高裁の判決を覆すことを可能にする内容も含まれていた。7月、国会は提案されていた法案の一つを可決したが、これは最高裁が2024年1月に無効と判断した。同じ2023年、法務大臣は既存の司法任用委員会の招集を拒否したため、新しい裁判官が指名されないまま、司法長官を含む現職裁判官が退職し、年末までに数十人の空席が生じた。同委員会は11月に1度招集されが、指名は行われなかった（Freedom House 2024）。

批判的なメディアへの攻撃は有権者の動員手段として、またネタニヤフ首相を汚職に関連する否定的な報道から守る目的で、行われてきた。2007年にはアメリカの大富豪シェルドン・アデルソン家の支援を受け、無料の日刊紙「今日のイスラエル」（Yisrael Hayom）が創刊され、ネタニヤフ支持の強力な媒体となった（Bar-Tal 2023: 189）。2016年、政府は国内の公共放送会社を閉鎖し、代わりに政治的影響を受けやすい新しい公社を設立した。2017年、政府は国内で人気のあるテレビ局を2つに分割して財務基盤を著しく弱体化させ、また外国人投資家に圧力をかけて別の大手ニュースチャンネルを財政的に追い込んだ。2019年11月のネタニヤフ首相に対する起訴上によると、同首相は好意的な報道と引き換えに、メディアの大物たちに有利な公的便宜を与えていた（Levi and Agmon 2020: 301; Bar-Tal 2023: 190, 193）。

第5節 ユダヤ民族至上主義的立法と人権団体への攻撃

第二次インティファダを機に政界における極右のヘゲモニーが確立していく中、ユダヤ人国家性の強調と、それに反する言動への制裁を図る立法が繰り返されていく。2001年には、和平交渉の一環としてパレスチナ人の帰還権（後述する BDS 運動の3つの基本的要求の1つ）に関する譲歩を政府だけで決定できないように、国会議員の過半数の承認を義務付ける法律が制定された（Olesker 2022: 52-53）。

2002年には、「国会」基本法第35改正や政党法第13改正と国会議員・首相選挙法第46改正がいずれも、ユダヤ的かつ民主的な国家のアイデンティティを否定する政党や候補者に選挙で立候補できなくする基準を導入した。同じ年の国会議員法第29改正は、ユダヤ民族国家であることや民主主義を否定したり、人種差別を扇動したり、敵国やテロ組織の武装闘争を支持したりする発言を行った国会議員の訴追免責を撤廃し、

国会議員の言論の自由を制限した (Olesker 2022: 54)。

2003 年制定の「市民権およびイスラエル入国法」はテロ攻撃防止を表明の理由にイスラエル市民 (パレスチナ系またはユダヤ系) とパレスチナ人が結婚してイスラエルに入国することを禁じ、結婚を通じたイスラエル市民への帰化の権利を否定した。イスラエル本土のパレスチナ系市民がヨルダン川西岸地区やガザに住むパレスチナ人家族を呼び寄せることもできない (Olesker 2022: 52)。この法律は時限立法として毎年延長されていたが、2022 年 3 月、イスラエル市民と結婚したヨルダン川西岸やガザのパレスチナ人が市民権や居住権を得ることを事実上禁止する新法が制定された (Bar-Tal 2023: 286)⁽⁴⁾。

また市民権法第 9 改正 (2008 年) は、国家に不忠誠とみなされた者の市民権剥奪を認めた。「国会」基本法第 39 改正 (2008 年) は、敵国を訪問した候補者を選挙から失格させるもので、パレスチナ系イスラエル人の国会議員を標的にしている。国会はさらに外交旅券または公用旅券で敵国に無許可で入国した国会議員の訴追免責を撤廃した (Olesker 2022: 54)。

その間の 2006 年、イスラエルのアラブ系市民団体が、『イスラエルにおけるパレスチナ系アラブ人の将来像』という文書を発表し、イスラエルが排他的なユダヤ人国家のアイデンティティを放棄し、アラブ系市民に少数民族としての集団的権利を認めることを要求した。これに対し 2007 年、治安総局 (シャバク) のトップが首相との特別会談で、この文書が国家の存続にとって潜在的な戦略的危険性をはらんでいると発言したと報じられた。イスラエルを二民族国家に変えるという要求は、ユダヤ人の多数派としての地位を維持するために安全保障上の脅威とみなされる (Ariely 2021: 118)。

和平交渉においても、2007 年に当時のイスラエル外相がユダヤ人国家性の承認をパレスチナ自治政府に求め始めており、これを 2014 年にネタニヤフ首相は前面に押し出した (Olesker 2022: 111)。

2009 年 7 月には教育省がアラブ系の子ども向けの歴史教科書で「ナクバ」という語の使用の禁止を命じた (The Guardian 22 July 2009)。さらに「ナクバ法」とも呼ばれる予算根拠法第 40 改正 (2011 年) は、イスラエル建国に関するシオニストの物語に異議を唱える団体を国家助成の対象から外した (Ariely 2021: 132)。ユダヤ人国家性を否定したり、独立記念日や建国記念日を服喪日 (ナクバ) として提示したり、国旗や国家

の象徴を傷つける物理的棄損行為に参加したりする団体が該当する (Bar-Tal 2023: 211-212)。パレスチナ人の経験を反映した「ナクバ」の物語は、ユダヤ人の物語への脅威とみなされる。

同様に 2018 年の「文化忠誠法案」は廃案になったものの、ユダヤ人の民主国家としてのイスラエル国家の存在の否定や、人種差別や暴力、テロリズムの扇動、武力闘争や敵国によるテロ行為への支持、独立記念日や建国記念日を服喪の日とすること、イスラエル国旗や国家の象徴の物理的棄損行為を行った文化団体に対して、文化省の助成金を無効にできるようにしようというものだった (Bar-Tal 2023: 212)⁽⁵⁾。

2016 年の「国会」基本法第 40 改正は、ユダヤ人の民主主義国家としての存在を否定したり、人種差別を扇動したり、国家に対する敵国やテロ組織の武力闘争を支持したりする国会議員の除名を、90 人の国家議員の賛成でできるようにした (Olesker 2022: 55)。

国家のユダヤ人アイデンティティの安全保障化の集大成は、基本法「ユダヤ民族国家イスラエル」である。2015 年 7 月に法案が提出され、2018 年 7 月に可決された (Olesker 2022: 14)。この基本法は、イスラエルをユダヤ民族の民族的祖国として排他的に定義し、係争中の領土に対してユダヤ人のみに民族自決権を認める。また統一されたエルサレムをイスラエルの首都、ヘブライ語を公用語とし、アラビア語を国家の公用語から特別な地位を持つ言語に格下げした (Olesker 2022: 40)。さらに「国家はユダヤ人入植地の発展を国家的価値とみなし、その確立と強化を奨励し促進するために行動する」と宣言する条項も含んでいる (Ariely 2021: 93)。

ユダヤ人国家性の維持と、それに反するナラティブへの制裁を図る立法が狙いとするのは、結局はパレスチナ国家創設の阻止と、入植地拡大による占領地のユダヤ化の継続である。

2000 年代以降、「沈黙を破る」(Breaking the Silence: Shovrim Shtika)、ベツェレム、アダーラ (Adalah: イスラエルのアラブ系少数派法支援センター) など、占領や軍事活動に反対する国内 NGO への敵視が強まった。こうした NGO に支援とリソースを提供する、米国を拠点とする NGO、新イスラエル基金 (New Israel Fund) も主な標的だった。これらの団体が用いる主要な手段の 1 つが最高裁判所への請願である。2002 年、占領地でのイスラエル軍による「人間の盾」使用の停止を求めて幾つかの団体が上告し、この訴えを最高裁が 2005 年に認めたところ、兵士

の命を危険にさらすと非難された。2008 年のガザ戦争後にはイスラエルの戦争犯罪に関する情報を国連のガザ紛争調査団に提供した NGO が非難された (Ariely 2021: 126-127)。「沈黙を破る」は兵役中の不道徳な行為に関する兵士の証言を集めてきたが、そうした証言は、イスラエル軍が「世界で最も道徳的な軍隊」だという支配的なナラティブに反するため、強い非難を受けている (Bar-Tal 2023: 212)。

2016 年に制定された「外国政治団体による支援の開示義務法」(NGO 法) は、外国政府から資金提供の半分以上を受ける NGO に、その事実をあらゆる公式の場で明記することを義務づけた。前身となる 2012 年発行の法律はすでに外国政府からの資金を受ける NGO に年 4 回の財政報告書提出を義務付けていた。入植者を支援する右派 NGO も資金の大部分を米国から受け取っているが、ほとんどが個人の寄付によるものであり、法律の対象外にされた (Freedom House 2018)。つまりこの法律は親パレスチナ団体や人権団体を狙い打ちしている (Lintl 2016: 4; Ariely 2021: 127) ⁽⁶⁾。

2021 年 10 月、ガンツ (Benny Gantz) 国防相は、イスラエルの人権侵害を追跡している団体など、ヨルダン川西岸地区の 6 つの市民団体を非合法化し、テロ組織に指定した (Freedom House 2022) ⁽⁷⁾。この決定により、欧州諸国からの資金援助が困難になった。8 カ月後、欧州の主要な外交官がこの問題を調査したが、イスラエルの主張を裏付ける証拠は見つからなかった (Bar-Tal 2023: 150-151)。

政府省庁で大きな影響力を持つ極右団体、イム・ティルトツ (Im Tirtzu) は、支配的なナラティブに反するメッセージを発信する個人や団体の監視や糾弾を行っており、2019 年初頭には、そうした大学講師 80 人のリストを公表した。同様の監視組織には INM (イスラエル NGO モニター)、IAM (イスラエル学術モニター) などがあり、いずれも何らかの形で政府と連携し、イスラエルのドナーや海外の支援者からも資金を得ている (Bar-Tal 2023: 176-177) ⁽⁸⁾。

1996 年以降の大半の期間で教育省は右翼の大臣、特に民族宗教派の人物によって支配されてきた (Bar-Tal 2023: 182)。サール (Gideon Saar) 文部大臣の任期 (2009 年～2013 年) には、右翼団体が公立学校に自由に入り込むようになった (Bar-Tal 2023: 183-184)。

2015 年の選挙後、「ユダヤ人の家」党首ナフタリ・ベネット (Naftali Bennett) が教育大臣に就任した。彼の任期中の 2018 年 7 月、国家教育

法が改正され、国外でイスラエル軍兵士に対する訴訟を支持する団体などを国家教育の目的に反する団体として公立学校への立ち入りを禁止する権限を教育大臣に与えた (Freedom House 2019)。立ち入りが禁止される団体や講師のブラックリストも作成された (Bar-Tal 2023: 184-185)。

イスラエル・デモクラシー研究所の 2017 年発表の調査によると、イスラエル公民権協会 (ACRI) やベツェレムのような人権団体が国家に害をもたらすかという質問に対して、賛成と答えたイスラエル・ユダヤ人の割合は 50% (2010 年)、52% (2013 年)、56% (2015 年)、71% (2016 年) と、年々増加してきた。2017 年についてはイスラエル・ユダヤ人の 59% が賛成したのに対して、アラブ系市民の 77% がこれに反対していた (Israel Democracy Index 2017: 143-144, 187, 224)。

イスラエルに批判的な国外の市民団体の活動を制限しようとする立法も目立ってきている。主な標的はイスラエルに対するボイコット・投資撤収・制裁 (BDS) を求める運動である。国内では「ボイコットによるイスラエル国家への危害の防止法」が 2011 年に成立し、裁判所はイスラエルの経済・文化・学術ボイコットを求める人々に損害賠償を課すことが可能になった。イスラエル最高裁は、民主国家には自らを守る権利があるとの理由で、この法律を合憲と判断した (Olesker 2022: 55)。この法律が定義するボイコットには、イスラエル本土だけでなく、ヨルダン川西岸とガザを指す「イスラエル統制下の地域」も含まれている。このためイスラエルが地域全体を支配していると主張する対抗ナラティブをかねて助長している (Olesker 2022: 119)。また 2017 年に可決されたイスラエル入国法第 28 改正により、内務省は BDS 活動家の入国を禁止できるようになった (Olesker 2022: 14, 55)。この法案を受け、イスラエル戦略問題省は、メンバーの入国が禁止される 20 団体のリストを発表した。そこにはアメリカの団体「平和のためのユダヤ人の声」が含まれており、帰還法によってイスラエルへの帰還の権利が保障されているはずのユダヤ人の入国が禁止されることになった (Olesker 2022: 120)。

2019 年、イスラエルは、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチのイスラエル・パレスチナ支部長シャキール (Omar Shakir) に対し、BDS 活動への参加を理由に、この法律に基づいてビザの更新を拒否し、国外退去を命じた。イスラエルの最高裁判所は政府の決定を支持した。2021 年、ヒューマン・ライツ・ウォッチはイスラエルが人道に対する罪

(アパルトヘイト)を犯していると非難する報告書を発表した (Human Rights Watch 2021; Olesker 2022: 120-121)。

イスラエルは欧米諸国にもイスラエルに批判的な市民活動への規制の導入を働きかけている。政府間組織である IHRA (国際ホロコースト記憶同盟)は 2016 年、イスラエル批判が反ユダヤ主義に該当しうるとする「実用定義」を採択し、その採用を世界各国の政府や大学に求めるようになったため、欧米諸国はイスラエルに批判的な活動を取り締まりやすくなっている。特にドイツ連邦政府は 2017 年、イスラエル批判への適用可能性を高めた拡大版の IHRA「実用定義」の採用を閣議決定し、これを受けてドイツ連邦議会は 2018 年から 2019 年にかけて、BDS 運動を「反ユダヤ的」だと非難する一連の決議を採択している (本田 2024b)。

ドイツ連邦議会は 2024 年 11 月、新たな決議を採択した (本田 2025)。決議は、ドイツにおける「ユダヤ人の生活の多様性」の「承認・可視化・保持・保護」を「ドイツの国家理性の表現」だと宣言し、そこから「イスラエル国家の生存権」を保護するドイツの責任を導き出す。2023 年 10 月以来、「ユダヤ人憎悪とイスラエル関連の反ユダヤ主義」は激増し、特に「北アフリカと中近東諸国からの移民」に根を持つという。それへの対策として、刑法や外国人滞在法、亡命法、国籍法にもとづく「抑圧措置の駆使」を推奨する。決議はまたイスラエルの軍と入植者がヨルダン川西岸の村を破壊する様子を記録したドキュメンタリー映画「ノー・アザー・ランド」が 2024 年 2 月のベルリン映画祭で授賞した際の授賞式で監督たちがイスラエルによる占領とガザ攻撃を批判したことを引き合いに、「メディアや芸術、文化界」で「反ユダヤ的な目的や内容を伴う事業や計画に資金が提供されないことを保証することを目的とした助成基準の策定を州、連邦および地方自治体に求め、IHRA の実用定義の参照を推奨した。

この決議草案が明るみに出た 2024 年 8 月には、数百人のドイツ在住ユダヤ系文化人が署名した反対声明が出され、人権・援助団体からはイスラエルでの活動を困難にすることへの危惧が表明された。ドイツ政府は、「ナクバ」で追放されたパレスチナ難民の権利擁護活動をする市民団体など、イスラエルやパレスチナで活動する複数の NGO への助成金を 2024 年 12 月までに停止している (DW, 5 Jan 2025)。

第6節 イスラエルは民主国家か

「イスラエルは中東で唯一の民主国家である」というのはイスラエルと欧米の政府が共有する物語、「神話」(Pappe 2017)である。しかし占領の永続化・アパルトヘイト化、ユダヤ民族至上主義立法、批判的 NGO や司法、メディアへの攻撃の拡大により、イスラエルは自由民主主義国家なのかが問われてきた。

独立宣言はイスラエルをユダヤ民族 (the Jewish people) の国家と表現していたが、民主主義については明確には規定していなかった。しかしユダヤ人社会の多元性を反映して、比例代表制に基づく競争的選挙が制度化され、シュンペーター的な「薄い」基準での民主制は前提とされていた。

これに対して自由の擁護の点では、イスラエル (本土) の政治体制には最初から欠陥があった。正式な成文憲法はシオニスト政策を推進する国家の能力をしばるので、結局制定されなかった。憲法の代替物として、これまでのところ 13 の基本法が国会で可決されている。1992 年に成立した基本法「人間の尊厳と自由」と基本法「職業の自由」は初めて、個人の自由に関する幾つかの側面を導入したものの、市民の自由の保障はかなり限定的である。しかも基本法改正は国会の通常または特別多数で可能になっている。国家権力からの保護の欠如はイギリス委任統治時代から継承された緊急事態規則にも表れている。非常事態は建国以来一度も解除されたことはない。緊急事態法は移動の自由やイスラエルへの出入国、財産権、表現の自由の管理に、また安全保障上の危機発生時だけでなく経済活動の規制や経済政策の実施にも使われ、行政府が国会の立法手続きを迂回することを可能にしている (Ariely 2021: 83-84)。

基本法に民主国家という規定が加わるのは 1985 年、「国会」基本法への第 7A 条の追加からである。この条文は、選挙への立候補を禁止される政党の条件として、ユダヤ民族国家としてのイスラエルの存在の否定、国家の民主的性格の否定、人種差別の扇動の 3 つを定める中で、初めて民主主義を国家の定義に加えたのである。国家の性格を構成するユダヤ的要素と民主的要素が別々に記されたため、国家の民族的アイデンティティを変更しても民主主義を維持できる理論的可能性が生まれた。しかし国家のユダヤ的性格と民主的性格は 1992 年の 2 つの基本法「人間の尊厳と自由」と「職業の自由」の条文において、「ユダヤ的かつ民主的な

国家」の形に結合された (Olesker 2022: 49-50)。それでも 1990 年代には国家の民主的性格とユダヤ的性格の関係について、複数の解釈の可能性が学術的議論の対象となった。しかし結果的には、ユダヤ的国家性の意味を排他的に捉える解釈が公式の解釈となった。従って 2000 年代の立法を待つことなく、基本法を根拠にイスラエル本土内の非ユダヤ系市民よりも占領地のユダヤ人入植者を優遇することがすでに可能となっていた (Olesker 2022: 50)。

1948 年の建国後、英国委任統治領の法制度が採用された。最高裁は、民事・刑事事件を扱う地方裁判所の控訴審としての役割と並んで、政府省庁に対する憲法上・行政上の審査を行う「高等法院」(High Court of Justice)としての役割を持つ (Hofnung and Wattad 2018: 323)。立法府は当初、司法審査の対象外だったが、最高裁判所は時間をかけて徐々に司法審査の慣行を発展させていった。野党や市民団体は、高等法院に対する請願を通じて、公共政策に対する意思表示を行うようになる。1992 年の基本法の導入をきっかけにした司法審査の対象拡大は「憲法革命」と呼ばれる (Ariely 2021: 85)。イスラエルの政治制度には第二院や大統領の特権、成文憲法、連邦制といった権力抑制制度がないため、最高裁は国会に対して効果的な統制機能行使する唯一の機関である⁽⁹⁾。

学術レベルでは、イスラエルを自由民主主義に分類する論者は、イスラエルが「ユダヤ的」であると同時に「民主的」であり、「ユダヤ的」性格は普遍的な民主主義的価値観と国際法に由来するという物語に沿った主張をする。分析の単位はイスラエル本土に限定され、フリーダムハウスのような国際比較の指標が用いられ、他の民主主義国との比較から民族関係や移民、宗教に関するイスラエルの政策が特殊ではないという主張が展開される (Ariely 2021: 15, 18)。また 2003 年からイスラエル・デモクラシー研究所が毎年発表しているイスラエル・デモクラシー指数という報告書も、民主主義国家であることを前提に、イスラエル本土の民主主義制度の質と安定性だけを問うている (Ariely 2021: 14-15)。

これより批判的な視点に立つのはスモーハ (Smooha 2002) のエスニック民主主義モデルである。この種の国家は民主主義の最低限の手続的定義を満たしてはいるものの、国民に平等な権利を与えず、少数民族からの脅威を抑止するために法の支配を偏って適用するので、民主主義の質は欧米の民主主義モデルよりもはるかに低い。イスラエルがユダヤ民族の祖国である以上、国外にいる者も含めて全てのユダヤ人が市民権を持

つべきであるが、非ユダヤ人は同じ権利を持つべきではなく、土地の所有権は可能な限りユダヤ人の手に残すべきであり、そのためにシオニスト機関は土地を取得する権利を有する、という信念がイスラエルでは支配的であり、国家の政策に反映されている。このモデルについては、民主主義体制の類型というよりもエスニック関係制度のモデルではないかという批判がある（Ariely 2021: 19-21）。

これに対し、イスラエルを非民主主義に分類する論者は、イスラエルが実行支配する全ての領土を分析単位とし、平等の次元を強調する厚い民主主義の定義を採用している（Ariely 2021: 24）。

ベンベニスティ（Benvenisti 1995）は 1967 年以降のイスラエルを「第二共和国」と呼び、拡大した占領地を含むイスラエルの支配地域全土に住む 2 つの民族を別々の法制度で統治する体制と特徴づける。この体制は「支配民族」（herrenvolk）民主主義の範疇に属し、「権力と参政権の行使が、事実上および法律上、支配集団に限定されている」体制であるという（Ariely 2021: 24-25）。またアズーリとオフィルは、占領地の軍政とイスラエル本土の民主制は支え合う関係にあり、占領地を外部として構築することが、イスラエルを民主国家に見せかけることを可能にしていると見る（Azoulay and Ophir 2013: 248）。

イスラエルを非民主体制として分類する最も包括的な試みはエスノクラシー・モデルである（Yiftachel 2006; Yiftachel and Ghanem 2004; Yiftachel 2023）。イフタヘルによるエスノクラシーの定義は論文によって微妙に異なるが、「支配的なエスニック・ネーションが、係争のある領土と政治体に対する支配を拡大し、民族化する」体制を指す（Yiftachel 2006: 11）。アリーリーによる整理に従うと、そこでは、国民の権利や資源配分においてエスニシティが支配的役割を果たす。公共政策は国家が脅威とみなす少数民族を排除し、支配的な民族集団を優遇する。エスノクラシーには「閉鎖的」で抑圧的なものから、民主主義の原則の一部が守られている「開放的」なものまであるが、イスラエルは後者に属する（Ariely 2021: 26-27）。シオニズム運動の動機はユダヤ民族の領土と見なした土地への支配確立とアラブ人排除にあり、この目的に合った国家機構が採用された。イスラエルには民主体制と非民主体制の構造や規範、慣行が混在する。自由なメディアがあり、定期的に選挙が行われ、自律的な司法が存在するが、これらは体制の表面的特徴にすぎない。支配的な民族集団のために領土、資源、権力を掌握する動機は本質的に非

民主的である。イスラエルを民主主義に分類するのは経験的・体系的分類ではなく、現状正統化の機能を担っている。また占領・入植地を除外する分析も占領が一時的だという印象を生み出している。さらに近年のイスラエルにはアパルトヘイト化の傾向が忍び寄っているという (Ariely 2021: 27-29)。

イスラエルの体制を一括して民主主義と権威主義のいずれにも分類できないというイフタヘルの視点を共有しながらも、アリーリーはイスラエルの体制の民主主義の度合いを厳密に分析しようとするので、領域単位の変化と民主主義の尺度の多次元性を重視している。まず領域単位については、イスラエルの民主主義の度合いを問うのはイスラエル本土と直接占領地に限るべきであり、オスロ合意後の自治区 (ヨルダン川西岸 A 地区・B 地区、ガザ) は「支配と影響力のシステム」として議論すべきという立場をとる。イスラエル本土 (1949 年国境内) の領域は一定しているのに対して、イスラエルの直接占領地は 1967 年に拡大し、1979 年にシナイ半島が抜け、1994 年以降のオスロ体制下では東エルサレムと C 地区およびガザに、さらに 2005 年以降は東エルサレムと C 地区のみ (ゴラン高原を除く) に縮小した (Ariely 2021: 72-75)。

アリーリーが体制としての民主主義の度合いを分析する領域単位はイスラエル本土と、時代ごとに変わる直接占領地 (2005 年以降については東エルサレムとヨルダン川西岸 C 地区) である⁽¹⁰⁾。この本土と直接占領地のそれぞれについて民主主義の「薄い」基準と「厚い」基準を考慮し、3 次元の指標を用いている。すなわち①政治競争、②自由の擁護 (protection)、③保障範囲 (coverage) である (Ariely 2021: 45)。保障範囲とは、政治競争 (選挙権や政党結成) や自由の擁護が少数派にも保障される程度を表す。イスラエル本土では、民主主義度の水準が最も高いのは政治競争であり、比例代表選挙制度や有効政党数の多さに示される (Ariely 2021: 81)。自由の擁護も司法審査の一定の発展によって相対的には改善された⁽¹¹⁾。しかし政治競争や自由の擁護が保障される住民の割合 (保障範囲) は限定的である。宗教法廷があるため、女性は男性よりも個人的地位に関する保護を受けにくい。またアラブ・パレスチナ系イスラエル市民は最も権利が制限された集団である (Ariely 2021: 89)。彼らの地位向上には裁判所も消極的だった。2018 年の基本法「ユダヤ民族国家イスラエル」にはユダヤ人の支配的地位を脅かさないように裁判所の判決に枠をはめる狙いもあった (Ariely 2021: 92)。

一方、直接占領地の民主主義度は、政治競争、自由の擁護、保障範囲のいずれもほとんどないか、きわめて限定的である（Ariely 2021: 78）。

しかしイスラエル本土でも近年、自由の擁護の面で後退が見られる。すでに 1980 年に導入された非営利組織（Amutot）法から結社の自由を制限できる条文があり、パレスチナ系市民団体がテロ組織に指定されてきたが、2000 年代以降、政府に批判的な市民社会組織への攻撃が強まり、2016 年の「NGO 法」で頂点に達した（Ariely 2021: 87-88）。2000 年代以降の右翼政権は、最高裁が左翼イデオロギーに動機づけられているという非難を展開するようになった（Ariely 2021: 86-87）。最高裁への攻撃は、裁判官選任の委員会や基準に政治的多数派への考慮を入れさせる要求や、党派的人事を伴う憲法裁判所の設置提案、さらに裁判所の司法審査権限の縮小提案の形をとってきた（Hofnung and Wattad 2018: 324）。

おわりに

本稿の第 1 節は、イスラエルにおける「紛争支持ナラティブ」の主要な構成要素に焦点を当てた。シオニズムの運動は、民族として想像されたユダヤ人の祖国建設の地としてパレスチナを選び、欧州のユダヤ人に移住を促すため、ディアスポラから聖地への帰還という物語を構築した。領土的主張の競合相手となるパレスチナ人の存在は否定された。パレスチナでのユダヤ民族国家建設という「正しい目的」が与えられると、それを追求する戦略も正当化され、特にイスラエル国防軍の道徳的優位性の物語が生み出された。また様々な文化圏出身のユダヤ人移民が共有していた被害者信念は、持続的紛争の脅威認識と結びつき、国民の結束をもたらした。イスラエル社会はパレスチナ人をイスラエルの支配地域におけるユダヤ人多数派の地位を脅かす存在として、またパレスチナ国家の独立は安全保障上の脅威と捉えてきた。

第 2 節は、イスラエル国家に内在する論理を整理した。国家目的に関する論理は、ユダヤ人が多数派として支配する国家の追求、旧英国委任統治領パレスチナ全域への領土拡大と獲得した土地の「ユダヤ化」、およびパレスチナ人の民族自決権の基盤となりうる共同体や政治主体の抑圧である。これら国家目的を追求する手段に関する論理としては破壊と分離の論理がある。これらの論理の相互作用から、イスラエル・パレスチナ全領土に及ぶ支配構造が発展した。1967 年の第三次中東戦争ではイ

イスラエルが破壊の論理に従って旧委任統治領全域を支配した。パレスチナ人が人口の多数派を占める占領地の大半はユダヤ人の多数派維持の観点から軍政下に残された。オスロ合意は、和平の物語とは裏腹に、間接支配と分離による統治を導入した。パレスチナ人居住地域は細分化によって経済発展が阻害され、またパレスチナ人の政治主体は分裂した。これにより、イスラエルはパレスチナ国家の独立を阻止しながら、ユダヤ人多数派支配を維持しつつ、領土拡大を追求することが可能になっている。

第3節はオスロ合意でむしろ強まった占領支配のアパルトヘイト化を概観した。占領の最大の受益者はユダヤ人入植者であり、入植促進のための様々な優遇措置の恩恵を受けている。

第4節は、イスラエル政治の右傾化の経緯と変容を明らかにした。1967年の領土征服は政界における修正シオニズムと、宗教シオニストの入植者運動の台頭を促した。2000年代以降はイスラエルのユダヤ人国家性を強調して自由主義・多元的民主主義を否定する右翼の多数派と、それに抗する左翼の少数派との分断が進む。さらに右翼陣営内の多党化と選挙競争の激しさゆえに、また入植者運動の影響力増大もあり、リクードや他の右翼政党が急進化した。超正統派政党も特権の維持と入植地における超正統派の増大という観点から右傾化した。さらにネタニヤフ首相などの有力政治家は汚職の追及をかわし、政権を維持する動機から、司法やメディアへの攻撃を強めてきた。

第5節は、右翼のヘゲモニーの下、ユダヤ人国家性を強調する立法が相次ぎ、批判的な市民団体の抑圧が目立つようになったことを明らかにした。「ナクバ法」(2011年)により、イスラエル建国に関するシオニストの物語に異議を唱える団体は国家助成を受けられなくなった。また基本法「ユダヤ民族国家イスラエル」(2018年)は、イスラエルをユダヤ民族の祖国として排他的に定義し、ユダヤ人のみに民族自決権を認めた。その間、2000年代以降、占領に反対するNGOや、イスラエル軍が「世界で最も道徳的な軍隊」だという物語に反する証言を集める市民団体が、非難にさらされている。一方、政府省庁とつながりを持つ極右団体は、支配的なナラティブに反する言動をする個人や団体の監視や糾弾を行っている。イスラエルに批判的な国外の市民団体を標的とする国内立法や外国政府への圧力もイスラエルは強めている。

第6節は、今やイスラエルの体制がどの程度民主国家といえるのかを

めぐる議論を整理した。イスラエルを自由民主主義に分類する論者は、イスラエルが「ユダヤ的」であると同時に「民主的」であるという物語に沿った主張をし、分析の単位をイスラエル本土に限定する。これに対し、イスラエルを非民主主義に分類する論者は、イスラエルが実行支配する全ての領土を分析単位とし、平等の次元を強調する厚い民主主義の定義を採用している。イフタヘルのエスノクラシー・モデルはイスラエルによるエスニック支配の非民主的性格に関する最も体系的な概念化の試みである。これに対し、イスラエルの体制の民主主義の度合いを厳密に分析しようとするアリーリーは、分析単位をイスラエル本土と、時代ごとに変わる直接占領地に限定し、民主主義の「薄い」基準と「厚い」基準を考慮している。イスラエル本土では、競争的選挙という次元に限って民主主義の度合いが高いが、自由の擁護の点では最初から欠陥があった。シオニスト政策を推進する国家の能力が制限されないように正式な成文憲法は制定されなかった。自由の擁護は司法審査の発展によって相対的に改善されたものの、近年は後退が見られる。また政治競争や自由の擁護はパレスチナ系市民にはユダヤ系市民と同等には保障されない。一方、軍政下におかれた直接占領地の民主主義はほとんどない。パレスチナ人が住む直接占領地や間接支配地域を本土の民主制の外部として構築することは、本土を民主国家に見せかけることを可能にしているのである。

注

- ¹ サンド (2017) は、ナショナリズムとしてのシオニズムのイデオロギーを構築する上で知識人が果たした役割を強調している。彼によると、旧約聖書の記載以外の歴史的根拠が薄弱なエピソードが選択的に利用され、古代のイスラエル王国の伝説と、近代以降の東欧ユダヤ人との民族的連続性が構築された。また聖地への帰還という物語を構築するため、ユダヤ教徒が古代の王国から追放され、世界中へ離散したという物語が旧約聖書の記述に依拠して作られたが、実際にはエルサレムから大量のユダヤ人が追放された証拠はなく、むしろ土着民は他の宗教に改宗した一方、欧州ユダヤ人の起源はユダヤ教への改宗者の増加にあるという。
- ² バルタルはさらに占領地が常に非民主的方法で統治されるだけでなく、占領は民主主義の劣化と権威主義化を占領国にももたらすと主張する (Bar-Tal 2023: 276, 284)。いわゆる「帝国ブーメラン」(imperial boomerang) の視点である。
- ³ 現在の政党ブロックはハト派左翼、タカ派右翼、超正統派、アラブ、中道の5つに分類できる (Hazan 2021: 353)。アラブ政党はユダヤ人国家ではなく「全国民

- のための国家」を目指しており、左右軸の外部にある (Lintl 2023: 1)。
- ⁴ アーリア人とユダヤ人の結婚を禁じたナチスの法律を想起させる。
 - ⁵ 後述するドイツの連邦議会決議との類似性がある。
 - ⁶ 過去 20 年間でインド、タイ、ルワンダ、ヨルダン、エジプト、ロシア、ジョージアなど多くの国が同様の法律や政策を採用してきた。
 - ⁷ ヨルダン川西岸とガザにおけるパレスチナ人への人権侵害を記録している Al-Haq、子どもの殺害や逮捕を監視している団体 (Defense for Children International-Palestine, DCIP) など。
 - ⁸ こうした右翼団体に対抗して和平交渉への支持や占領地入植と占領への反対、人権と民主主義の価値への支持を表明する団体やメディアが設立されている。米国の新イスラエル基金、公民権協会、ベツェレム、HaMoked (個人擁護センター)、Molad (イスラエル民主主義再生センター)、YeshDin、Breaking the Silence、The Adam Institute for Democracy & Peace、Sikha Mekomit などである。しかし、これらの団体は政府から財政支援を受けておらず、資源も不足し、学校へのアクセスも困難で、敵視されている (Bar-Tal 2023: 177)。
 - ⁹ 裁判所は 1995 年以来、司法審査で 22 の法律やその他の政府決定を却下してきた (Lintl 2023: 6)。
 - ¹⁰ このため民主主義の既存の国際比較指標はそのままでは利用できない。例えば Polity 指数は法的に定義された国境を分析単位として使用する。これに対してフリーダムハウス指数は国家だけでなく「領土」と呼ぶものもコード化しており、2017 年のスコアには以下の 14 の「領土」が含まれている。アブハジア、クリミア、ガザ、香港、インド・カシミール、クルディスタン、ナゴルノ・カラバフ、北キプロス、パキスタン・カシミール、ソマリランド、南オセチア、チベット、トランスニストリア、西サハラである。フリーダムハウスは 1995 年までヨルダン川西岸とガザを一括していたが、1995 年から 2010 年まではパレスチナ自治政府を「イスラエル占領地」から区別していた。しかし「イスラエル占領地」という言葉がヨルダン川西岸の C 地区だけを指すのか、ガザも含むのかは明らかでない。さらに 2011 年版からヨルダン川西岸とガザについて別々の報告書が作成されているが、ヨルダン川西岸という単位が、パレスチナ自治政府を指すのか、エリア C を指すのか、両方を指すのか不明である。一方、民主主義の多様性 (V-Dem) プロジェクトはイスラエル、パレスチナ・西岸、パレスチナ・ガザの 3 つを区別しているが、パレスチナ・西岸にはイスラエルが完全に支配している C 地区は含まれていない (Ariely 2021: 64-66)。
 - ¹¹ 自由の擁護における民主主義の尺度は、民主主義の多様性 (V-Dem) 指標を応用したもので、表現の自由と代替の情報源 (「政府がどの程度、報道やメディアの自由、一般市民が家庭や公共圏で政治的問題を議論する自由、学術的・文化的表現の自由を尊重しているか」、および司法による行政への制約 (「行政がどの程度憲法を尊重し、裁判所の判決を遵守しているか、司法がどの程度独立した形で行動できているか」) である (Ariely 2021: 88-89)。

文献

池田明史 (2019) 「イスラエル政治 『ユダヤ人国家』の二律背反 (ディレンマ) : 相

- 克する民族主義と民主主義』『中東レビュー』6:17-22。
- サンド、シュロモー (2017) 『ユダヤ人の起源——歴史はどのように創作されたのか』 (高橋武智監訳、佐々木康之・木村高子訳) 筑摩書房 (ちくま学芸文庫)。
- 立山良司編著 (2018) 『イスラエルを知るための62章【第2版】』明石書店。
- ハーリディー、ラシード (2023) 『パレスチナ戦争—入植者植民地主義と抵抗の百年史』 (鈴木啓之・山本健介・金城美幸訳) 法政大学出版局。
- ホワイ、ベン (2018) 『イスラエル内パレスチナ人 隔離・差別・民主主義』 (脇浜義明訳) 法政大学出版局。
- 本田宏 (2024a) 「現代ドイツのマッカーシズム—イスラエル批判への弾圧事例」『北海学園大学法学研究』60(1): 51-92。
- 本田宏 (2024b) 「イスラエル批判を抑圧する言説機会構造—「防衛的民主国家」ドイツにおける制度化の過程」『北海学園大学法学研究』60(2): 1-53。
- 本田宏 (2025) 「迷走するドイツ イスラエル批判を抑圧する言論環境とその形成」『地平』 (通巻8号・2025年2月号): 158-165。
- 松本弘 (2001) 「イスラエル国」日本国際問題研究所編『平成12年度 外務省委託研究「中東基礎資料調査—主要中東諸国の憲法—」』 (<https://jiia.repo.nii.ac.jp/record/905/files/02israel.pdf>)
- 森まり子 (2008) 『シオニズムとアラブ ジャボティンスキーとイスラエル右派 一八八〇〜二〇〇五年』講談社。
- 山口定 (2006) 『ファシズム』岩波現代文庫。
- Abulof, Uriel (2014) Deep securitization and Israel's 'demographic demon', *International Political Sociology* 8(4): 396-415.
- Achcar, Gilbert (2009) *The Arabs and the Holocaust. The Arab-Israeli War of Narratives*. New York: Metropolitan Books.
- Amnesty International (2022) *Israel's Apartheid Against Palestinians*: <https://www.amnesty.org/en/latest/campaigns/2022/02/israels-system-of-apartheid/>
- Ariely, Gal (2021) *Israel's Regime Untangled: Between Democracy and Apartheid*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Azoulay, Ariella, and Adi Ophir (2013) *The One-State Condition. Occupation and Democracy in Israel/Palestine*. Translated by Tal Haran. Stanford, California: Stanford University Press.
- Bar-Tal, Daniel (2023) *Sinking into the Honey Trap: The Case of the Israeli-Palestinian Conflict*. Washington, DC: Westphalia Press.
- Benvenisti, Meron (1995) *Intimate enemies: Jews and Arabs in a shared land*. Berkeley: University of California Press.
- B'Tselem (2021) *A Regime of Jewish Supremacy From the Jordan River to the Mediterranean Sea: This Is Apartheid*. https://www.btselem.org/publications/fulltext/202101_this_is_apartheid
- Buzan, Barry, Ole Wæver, and Jaap de Wilde (1998) *Security: A new framework for analysis*. London: Lynne Rienner Publishers.
- Canetti, Daphna, Gilad Hirschberger, Carmit Rapaport, Julia Elad-Strenger, Tsachi Ein-Dor, Shifra Rosenzweig, Tom Pyszczynski, and Stevan E. Hobfoll (2018)

- Collective Trauma From the Lab to the Real World: The Effects of the Holocaust on Contemporary Israeli Political Cognitions, *Political Psychology* 39: 3-21.
- Craig, Maureen, and Jennifer Richeson (2014) On the Precipice of a 'Majority-Minority' America: Perceived Status Threat from the Racial Demographic Shift Affects White Americans' Political Ideology, *Psychological Science* 25 (6): 1189-97.
- Dana, Tariq, and Ali Jarbawi (2017) A Century of Settler Colonialism in Palestine: Zionism's Entangled Project, *the Brown Journal of World Affairs* 24(1): 197-219.
- Del Sarto, Raffaella A. (2017) *Israel under Siege. The Politics of Insecurity and the Rise of the Israeli Neo-Revisionist Right*. Washington, DC: Georgetown University Press.
- DW (5 Jan 2025) Germany defunds 2 Israeli human rights groups, by Naomi Conrad and Birgitta Schülke, <https://www.dw.com/en/germany-defunds-2-israeli-human-rights-groups/a-71217628>
- Freedom House (2017-2025) *Israel. Freedom in the World*. <https://freedomhouse.org/country/israel/freedom-world/2025>
- Golan, Daphna, and Zvika Orr (2012) Translating Human Rights of the "Enemy": The Case of Israeli NGOs Defending Palestinian Rights, *Law & Society Review* 46 (4): 781-814.
- Gordon, Neve (2008) *Israel's Occupation*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Hazan, Reuven Y. (2021) Parties and the Party System of Israel, in Reuven Y. Hazan, Alan Dowty, Menachem Hofnung, and Gideon Rahat (eds.) *The Oxford Handbook of Israeli Politics and Society*. Oxford: Oxford University Press: 351-366.
- Hofnung, Menachem, and Mohammed S. Wattad (2021) The Judicial Branch in Israel, in Reuven Y. Hazan, Alan Dowty, Menachem Hofnung, and Gideon Rahat (eds.) *The Oxford Handbook of Israeli Politics and Society*. Oxford: Oxford University Press: 317-330.
- Human Rights Watch (2021) *A Threshold Crossed*. <https://www.hrw.org/report/2021/04/27/threshold-crossed/israeli-authorities-and-crimes-apartheid-and-persecution>
- Jabareen, Yosef, and Sahar S. Huneidi (2017) Controlling Land and Demography in Israel: The Obsession with Territorial and Geographic Dominance, in Nadim N. Rouhana (ed.) *Israel and Its Palestinian Citizens: Ethnic Privileges in the Jewish State*. Cambridge University Press: 238-265.
- Levi, Yonatan, and Shai Agmon (2020) Beyond culture and economy: Israel's security-driven populism. *Contemporary Politics* 27(3): 292-315.
- Lintl, Peter (2016) *The Dynamics of a Right-wing Coalition*. SWP Comments No.45, Oct 2016.
- Lintl, Peter (2023) *Israel's Anti-liberal Coalition*. SWP Comment No.5, Jan 2023.
- Mudde, Cas (2007) *Populist radical right parties in Europe*. Cambridge: Cambridge

- University Press.
- Olesker, Ronnie (2022) *Israel's Securitization Dilemma. BDS and the Battle for the Legitimacy of the Jewish State*. London: Routledge.
- Pappe, Ilan (2017) *Ten Myths about Israel*. London: Verso. [パペ、イラン (2018) 『イスラエルに関する十の神話』(脇浜義明訳) 法政大学出版局]
- Pedahzur, Ami (2012) *The Triumph of Israel's radical right*. Oxford University Press.
- Peteet, Julie (2016) The Work of Comparison: Israel/Palestine and Apartheid, *Anthropological Quarterly* 89(1): 247-281.
- Smootha, Sammy (2002) The model of ethnic democracy: Israel as a Jewish and democratic state, *Nations and Nationalism* 8 (4): 475-503.
- The Guardian (22 July 2009) 1948 no catastrophe says Israel, as term nakba banned from Arab children's textbooks: <https://www.theguardian.com/world/2009/jul/22/israel-remove-nakba-from-textbooks>
- The Israel Democracy Institute (2017) *The Israeli Democracy Index*. Jerusalem: The Israel Democracy Institute.
- UN News (25 March 2022) Israel's occupation of Palestinian Territory is 'apartheid': UN rights expert: <https://news.un.org/en/story/2022/03/1114702>
- Yiftachel, Oren (2006) *Ethnocracy: Land and Identity Politics in Israel/Palestine*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Yiftachel, Oren (2023) Deepening apartheid: The political geography of colonizing Israel/Palestine, *Frontiers in Political Science* 4: 1-15. Article 981867. <https://doi.org/10.3389/fpos.2022.981867>
- Yiftachel, Oren, and As'ad Ghanem (2004) "Understanding 'Ethnocratic' Regimes: The Politics of Seizing Contested Territories." *Political Geography* 23(6): 647-676.

The Logic of Ethnocracy Contextualizing of Israeli Narratives

Hiroshi HONDA

The first section of this paper focuses on the significant components of what political psychologists refer to as the “conflict support narratives” in Israel. As the location to establish a state for an imagined ethnicized Jewish nation, the Zionist movement chose Palestine and constructed a narrative of return from the Diaspora to the Holy Land to encourage European Jews to migrate there. At the same time, it has had to discredit Palestinians as competing territorial claimants. The “legitimate goal” of building a Jewish national state justified the means to pursue it, especially creating a narrative of the moral superiority of the Israel Defense Forces. Victim beliefs shared by Jewish immigrants from various cultures provided national cohesion combined with the perceived threat of a sustained conflict. Israeli society has seen Palestinians as a threat to the status of the Jewish majority in Israeli-controlled areas and an independent Palestinian state as a security threat.

Section 2 summarizes the logic inherent in Zionism and the State of Israel. Logics concerning national goals comprise the pursuit of a state dominated by a Jewish majority, territorial expansion over the whole of Palestine with the “Judaization” of the acquired land, and the suppression of the development of Palestine communities and political subjects that could serve as the basis for the Palestinian claim to national self-determination. Major logics concerning means to national goals are destruction and separation. From the interplay of these logics, a structure of control over the entire Israeli-Palestinian territory developed. Following the logic of destruction in the war of June 1967, Israel took control of the whole of Palestine. As Palestinians constitute the majority of the population in the occupied territories, Israel left them without Israeli citizenship under military rule to preserve the Jewish majority in Israel proper.

Contrary to the narrative of peace, the Oslo Accords separated the occupied territories into pieces and introduced a partial indirect rule over Palestinians. This arrangement has hampered Palestinian-inhabited areas from economic development and split the Palestinian

political subjects. This situation has allowed Israel to pursue territorial expansion, maintaining Jewish majority rule while preventing an independent Palestinian state.

Section 3 outlined how the Israeli direct and indirect rule over Palestinians has taken on the character of Apartheid. The biggest beneficiaries of the occupation are Jewish settlers, enjoying various preferential measures to promote settlement.

Section 4 identifies the processes that led to the rightward turn in Israeli politics. The territorial expansion of 1967 prompted the rise of Revisionist Zionism in politics and the emergence of a religious Zionist settler movement. Since the 2000s, there has been a growing division between a right-wing majority that emphasizes Israel's Jewish national identity and rejects liberalism and pluralistic democracy and a left-wing minority that resists it. Furthermore, due to intense electoral competition among right-wing parties, coupled with the growing influence of the settler movement, the Likud and other right-wing parties have radicalized. Ultra-Orthodox parties also moved to the right in terms of maintaining their privileges and increasing the presence of their ranks in the settlements. In addition, leading politicians such as Prime Minister Netanyahu have intensified their attacks on the judiciary and the media with the motive of fending off corruption charges and retaining power.

Section 5 reveals that the right-wing hegemony produced a series of legislation emphasizing Jewish supremacy. The "Nakba Law" (2011) barred organizations that challenged the Zionist narrative about the founding of the State of Israel from receiving state funding. The Basic Law "Jewish National State of Israel" (2018) also defined Israel exclusively as the homeland of the Jewish people and granted only Jews the right to national self-determination. Meanwhile, since the 2000s, citizen groups opposing the occupation have become increasingly under attack, along with groups collecting testimonies contradicting the narrative that the Israeli army is the "most moral army in the world." At the same time, far-right groups linked with government ministries monitor and denounce individuals and organizations that contradict dominant narratives. Israel has also stepped up its domestic legislative initiatives and pressured foreign governments to target civil society groups abroad that are critical of Israeli policies.

Section 6 summarizes the academic debate over the extent to which the Israeli system can now be considered a democratic state. Those who classify Israel as a liberal democracy argue along the narrative that

Israel is both “Jewish” and “democratic” and limit the unit of analysis to Israel proper. In contrast, theorists who classify Israel as non-democratic adopt a thick definition of democracy that emphasizes the dimension of equality, with all territories under Israel’s executive control as the unit of analysis. The ethnocracy model is the most systematic conceptualization of the undemocratic nature of Israeli ethnic domination. In contrast, Ariely attempts to rigorously analyze the degree of democracy in terms of both “thin” and “thick” criteria, limiting the unit of analysis to Israel proper and the changing occupied territories under Israeli direct control. Although Israel proper shows a high degree of competitiveness in elections, it has had flaws from the beginning in its defense of freedom. Israel codified no formal constitution so as not to limit the state’s ability to promote Zionist policies. Political competition and the protection of freedom have extended to Palestinian citizens only to a limited extent. Democracy in the directly occupied territories under military rule remains almost non-existent. The externalization of the directly occupied and indirectly controlled areas inhabited by Palestinians has allowed Israel proper to appear as if it were democratic.

